

令和6年度

白井市障がい者等自発的活動支援事業補助金

障がい者等の

自発的な取り組みを支援します

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等の自発的な取り組みに対し、補助金を交付します。

《補助金の申請団体を募集します》

●募集期間 令和6年5月1日(水)～10月31日(木)

- 応募についての事前相談も受け付けています。
- 申請様式などは、市ホームページでダウンロードできます。

問い合わせ・申請書の提出先

白井市役所 障害福祉課
〒270-1492 白井市復 1123
電 話 047-492-1111 内線 5333
F A X 047-492-3033

白井市障がい者等自発的活動支援事業の 補助金を活用しましょう

1 制度の目的

- ・この制度は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等により地域での自発的な取り組みに対して、その活動及び事業に要する経費の一部を補助することにより、共生社会の実現を図り、障がい者の自立を支援し、福祉の増進を図ることを目的として補助金を交付いたします

- ※・この制度で「障がい者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいいます。
 - ・また、「市内在住」とは、白井市の住民基本台帳に記録されていることをいいます。

2 申請できる団体（補助対象者）

- ・代表者が市内在住で、また構成員が5人以上であり、その半数以上が市内在住の団体であること。
- ・市内在住の障がい者等又は、その家族を対象にした活動を行っている団体であること。

3 補助対象の事業（活動）

(1) ピアサポート活動事業

- ➡ 障がい者等、またはその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換のできる交流会等を行う事業

(2) 災害対策活動事業

- ➡ 障がい者等を含めた地域における災害対策活動の知識習得を目的とした講演会、講習会等、災害対策のための活動を行う事業

(3) 孤立防止活動支援事業

- ➡ 地域で障がい者等が孤立することがないように、見守り活動に取り組む等、孤立防止のための活動を行う事業

(4) 社会活動支援事業

- ➡ 障がい者等が自分たちの権利や自立のため、社会に働きかけるボランティア等の活動、その他障がい者等の社会復帰に関する活動を行う事業

(5) ボランティア活動事業

- ➡ 障がい者等に対するボランティアの養成等、ボランティア活動を行う事業

(6) 療育・スポーツ等活動事業

- ➡ 障がい者等を対象にした療育訓練、スポーツ活動、その他自立や社会参加のための訓練、イベント等を行う事業

(7) 理解促進啓発・研修活動事業

- ➡ 障がい及び障がい者等に対する理解を深めるため、障がい者等及びその家族、地域住民等に向けた後援会、講習会、イベント等を行う事業

(8) コミュニケーション支援・情報バリアフリー促進事業

- ➡ 手話教室、音声訳教室、その他のコミュニケーション支援、障がい者等へのデジタルデバイス縮小のための講座の開催等、情報バリアフリーの促進を図る事業

4 補助対象の経費

○報償費

- ➡ 障がい者等に対するボランティア活動や見守り活動に対する謝礼金、講師等謝金

○旅費

- ➡ ボランティア活動等の移動のための交通費

○需用費

- ➡ 消耗品費、印刷製本費、ボランティア活動のための移動に係る自動車等の燃料費、備品等の修繕費（補助対象事業を、毎月かつ1年以上継続実施する場合に限ります）

○役務費

- ➡ 通信運搬費、保険料、手数料等

○使用料及び賃借料

- ➡ 会場使用料、バス借上げ料等

※入場料等の自己負担するべき経費は除きます。

○備品購入費

- ➡（補助対象事業を、毎月かつ1年以上継続実施する場合に限ります。また、単価10万円以下のものに限ります）

5 補助金額

○補助対象者1団体／10万円(年額)

- ➡ 10万円又は補助対象経費の合計額のいずれか少ないほうの額。

※「補助対象経費の合計額」とは、この要綱に基づく補助金以外の収入がある場合、当該収入額が補助対象経費以外の経費の合計額を超えるときは、補助対象経費の合計額から当該超える額を控除した額

